

医療安全管理のための指針

令和8年5月改訂

青森県立中央病院
医療安全管理センター

医療安全管理のための指針

基本理念

医療は、“患者さん”と“医師をはじめとする医療従事者”との相互の信頼関係のもとに、患者の救命や健康回復を最優先として行われるべきものである。医療の質を高めつつ安全性を保つことは、医療の提供に当たって、最も基本的かつ重要な要件である。医療安全に対する意識を高めるとともに、個人と組織の両面から医療事故（過誤）を未然に回避し得る能力を強固なものにすることが重要であり、これらの取り組みを明確なものとし、医療安全管理の推進、医療事故の発生防止の徹底を図る観点から本指針を定める。

安全な医療を提供するための10の要点

(厚生労働省医政局 医療安全対策検討会議ヒューマンエラー部会)

1. 根づかせよう安全文化 みんなの努力と活かすシステム
2. 安全高める患者の参加 対話が深めるお互いの理解
3. 共有しよう 私の経験 活用しよう あなたの教訓
4. 規則と手順 決めて 守って 見直して
5. 部門の壁を乗り越えて 意見かわせる 職場をつくろう
6. 先の危険を考えて 要点おさえて しっかり確認
7. 自分自身の健康管理 医療人の第一歩
8. 事故予防 技術と工夫も取り入れて
9. 患者と薬を再確認 用法・用量 気をつけて
10. 整えよう療養環境 つくりあげよう作業環境

青森県立中央病院 医療事故防止の10大留意事項

1. 人間は誤りを犯す生物であり、医療事故はいつでも起こりうるという危機意識を常に持って業務にあたる。
2. 思い込み、ウツカリ・ミス防止には基本事項の確認、再確認と必要ならば二重、三重のチェックをする。
3. マニュアル、きまりの不履行やあたりまえのことをきちんとしなくなったら、大事故発生の前兆と考えて対処する。
4. 同僚、上司のみならず、他部門、他診療科のアドバイスやチェックに素直に耳を傾ける。
5. 他人がしてくれるつもり、見てくれるつもりを、あてにしてはならない。
6. 警報は常には鳴らない。接続は外れるもの、機器は故障するものという危機管理意識を持つ。
7. マニュアルだけでなく、常に業務全体を視野において、患者最優先の医療を心がける。
8. 患者とのコミュニケーションには充分配慮し、患者や家族への説明はその内容が充分理解されるように心がける。
9. 診療に関する記録は、明確に記載するとともに、上司、先輩・同僚のチェックを受ける。
10. 健康維持、研修、学習などの自己管理・自己啓発に常に留意して、体調不調時や不慣れな業務では特に慎重に行動し、必要なら共同作業にする。

指針の閲覧について

この指針について、病院ホームページを通して閲覧可能であり、患者及び家族から閲覧の求めがあった場合には、これに応ずるものとする。

附則

- 1 この指針は、平成15年8月25日から施行する。
- 2 この指針は、この指針の施行日以降に発生した医療事故等について適用する。
- 3 この指針は、平成18年8月22日から施行する。
- 4 この指針は、平成20年5月19日から施行する。
- 5 この指針は、平成22年6月14日から施行する。
- 6 この指針は、平成24年8月20日から施行する。
- 7 この指針は、平成26年10月20日から施行する。
- 8 この指針は、平成27年2月19日から施行する。
- 9 この指針は、平成28年4月1日から施行する。
- 10 この指針は、平成29年9月6日から施行する。
- 11 この指針は、平成30年10月20日から施行する。
- 12 この指針は、令和4年6月 改訂
- 13 この指針は、令和5年8月 改訂
- 14 この指針は、令和6年5月 改訂
- 15 この指針は、令和7年5月 改訂 第2～第7は要綱と位置づけ指針から削除とする。
- 16 この指針は、令和8年4月 改訂 医療安全管理センターへ名称変更による。